

民法改正しなかったことに抗議する声明

本日、第183回国会が閉会しました。

選択的夫婦別姓制度導入や婚外子相続分差別規定撤廃などの民法改正は、法制審議会が17年も前に法律案要綱を答申したにもかかわらず、今国会でも実現しませんでした。

夫婦別姓を可能とする民法改正に関する国会請願は1975年から提出されていますが、国会は40年近くも国民の願いに背を向けたままです。

婚外子相続分差別規定については、最高裁が2003年以降「極めて違憲の疑いが濃い」として、立法府に法改正を促し、大阪高裁も2011年8月、「区別を放置することは立法府の裁量判断の限界を超えている」と厳しく指摘しましたが、国会は裁判所の重い判断を受け止めることなく放置しました。最高裁が今年2月、審理を大法廷に回付し、95年の判例見直しに向け大きく動き出したことは、立法府に期待できない司法の決意の表れと受け止めます。

国連の各人権委員会は93年以降、日本政府に対し差別撤廃を勧告しています。とりわけ、女性差別撤廃委員会は再三の勧告に従わない日本政府に対し、フォローアップ報告を二度も求めましたが、日本政府は勧告に不誠実に対応しました。日本政府が差別撤廃を行わないことは、人権政策に後ろ向きであることを露呈するだけでなく、勧告を形骸化させてしまう恐れがあるということを指摘します。

多くの政党が民法改正を選挙公約に掲げながら、法改正に向けた努力を怠ってきたことは、公約の信頼性を損ねるものと言わざるを得ません。

民法改正の議論は、個人の尊厳や平等といった憲法や条約の理念に沿って見直すことが出発点であったにもかかわらず、そのことが全く蔑にされ、一定の価値観を持つ反対勢力の主張が優先され、法改正が阻まれているということを厳しく指摘します。このような政治状況を憂慮するとともに、今国会でも法改正しなかった政府および立法府に対し強く抗議します。

2013年6月26日

NPO法人 mネット・民法改正情報ネットワーク